

## 令和6年度第1回越谷市文化財調査委員会会議録

- 1 開催日 令和6年7月4日（木）
- 2 会場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
- 3 開閉会 開会 午後2時  
閉会 午後4時30分
- 4 出席委員 7名  
板垣 時夫委員、加藤 幸一委員、高崎 光司委員、橋本 雄一郎委員、  
秦野 秀明委員、林 貴史委員、矢口 孝悦委員
- 5 事務局出席者  
小泉教育総務部長、川澄教育総務部副参事(兼)生涯学習課長、北郷副課長、  
橋本主幹（統括）、菟原主幹、栗原主任、村田主事
- 6 傍聴者 傍聴申請なし

会	議	次	第
1	開会		
2	あいさつ		
3	報告事項		
	(1) 文化財保護事業結果について		
	(2) 文化財保護事業計画について		
4	協議事項		
	(1) 文化財指定について		
5	その他		
6	閉会		

### 【会議内容】

- 1 開会 北郷副課長（司会）
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 文化財保護事業結果について
    - 委員長 事務局に説明を求める。
    - 事務局 資料に基づき説明。
    - 委員長 委員に質疑・意見等を求める。
    - 委員 まず埋蔵文化財の発掘について、埋蔵文化財は地中に埋まっているため、表面採集等では見つけにくいという性格を持っている。文化財を保護していくためには、まず埋蔵文化財を見つけていくことが肝心であり、市町村に求められている役割である。民間の開発に伴う試掘調査で埋蔵文化財を見つけるのは非常に難しいと思われる所以、公共工事を行う際に試掘調査を行い、地中にあるものを調べていく方法が非常に重要ではないかと思う。今後もそのような仕組みを整備してもらいたい。
  - また、郷土資料館のあり方検討について、令和5年度に中核市等

への状況調査を行わなかったそうだが、市の総合振興計画前期基本計画や、教育振興基本計画の計画期間が令和7年度までであるため、中核市等への状況調査を進め、次期計画に調査結果を反映してほしい。

○事務局

まず埋蔵文化財について、かつて市内の公共工事に関して、遺跡の範囲外である場合、試掘調査を行っていなかった時期がある。しかし、大相模保育所を新しく建て替える際、旧名主の家に近接する土地であったことから、遺跡が存在する可能性があり、また開発面積も広いため、試掘調査をした結果、遺跡が見つかった。そのため、やはり調査せずに公共工事を行うのは危険だということで、平成30年度から、予算要求前に、生涯学習課から各課所に対し、次年度予算で開発予定があるかについて照会を行い、回答に応じて試掘調査の予算を計上する仕組みを作った。引き続き、そのような事務の流れを考えている。

次に、郷土資料館のあり方について、第5次越谷市総合振興計画の前期基本計画が令和7年度まで、後期基本計画が令和12年度までの計画期間となっている。前期基本計画策定時には、郷土資料館のあり方検討について、コンサルタントを導入し、中核市や国の法改正など様々な事例を調査した上で、越谷市にはどのような資料館がふさわしいのかを、あり方としてまとめるという流れを考えていた。しかし、そもそも市史編さん当時に調査した石造物や古文書、民俗などの現状が把握できていない状態であるため、前期基本計画の計画期間においては、まずは市内に残っている資料の調査を優先することとした。後期基本計画の計画期間の中で、様々な事例を確認しながら、郷土資料館のあり方をまとめていくような段取りを考えている。

○委 員

郷土資料館のあり方検討がどんどん先延ばしになっている印象を受ける。現在行っている調査をなるべく早く進めていただき、次の段階に進んでほしい。

○委 員

資料編1ページ目、令和5年度に実施した試掘調査について、西口遺跡以外の調査では遺跡なしと報告されている。調査箇所ごとの開発面積やトレンチを入れた面積、遺物や遺構は何もなかったのか等の詳細を教えてほしい。

○事務局

具体的な数字は手元にないが、まず、No.1 大泊地内における試掘調査については、開発面積およそ 1,000 m<sup>2</sup>の公共事業に伴い、トレンチを土地の長軸方向に2本入れた。

No.3 東越谷六丁目公園については、公共事業の耐震性貯水槽設置に伴うもので、貯水槽を入れる範囲自体は約 10 m<sup>2</sup>、トレンチは少し大きいマンホール程度の面積である。

No.4・5 の個人住宅の建設に伴う御殿町地内2箇所の調査については、土地の面積が 150~300 m<sup>2</sup>程度で、両方ともトレンチを1本入れた。

No.6 蒲生小学校は、校庭のグラウンド程度の広い面積で、トレンチを8本入れている。

No.7 南中学校は、テニスコートの3面分ぐらいの面積で、トレンチを3本入れた。令和5年度の試掘調査のうち、No.1・3・6・7の4箇所が公共事業に伴い遺跡でない場所を試掘したものである。

○委 員

遺物・遺構は、近世や、中世のにおいがするようなものも一切な

かったのか。

○事務局

No. 1 大泊地内、No. 3 東越谷六丁目公園、No. 4 御殿町地内、及び No. 6 蒲生小学校については、遺物はなかった。No. 5 御殿町地内は、近世の溝及び遺物があったが、近代に近いものであった。No. 7 南中学校は、溝にともなう木杭が出てきたが時期不明である。トレーナーを設定した場所に対応すると思われる迅速図上の位置に水路があり、そこにトレーナーが設定されたと思われるので、おそらく近代、古くても幕末の木杭であると判断し、遺跡として登録はしなかった。

○委 員

西口遺跡の名称について、一般の人にとってはどこの遺跡かがわかりにくいいのではないか。例えば東方村西口遺跡や大成町一丁目西口遺跡など、一般の人にとってわかりやすい名称となるよう配慮してほしい。

○事務局

越谷市内には、西口という名称のつく遺跡が、「西口遺跡」と「東方西口遺跡」の2つある。まず、大相模保育所建て替えに伴う試掘調査で遺跡を発見した際に、「東方西口遺跡」という名称で遺跡を登録した。遺跡の名称は、小字名を使用することが広く行われている。

「東方西口遺跡」については、小字は西口なので、西口遺跡でも良かったが、江戸時代に東方村の名主をされていた方の住宅に近く、イメージをつけやすくするため「東方西口遺跡」とした。その後、同じ西口という小字の、元々「No. 2 遺跡」という名称の遺跡周辺を試掘した結果、遺跡の範囲が広がった。その際、「No. 2 遺跡」という台帳番号由来の名称から、小字名である「西口遺跡」に変更したことが名称の経緯となっている。発掘調査報告書などで普及をする際には、遺跡がどこにあるのかが分かるように情報発信したいと考えている。

○委 員

本文編の14ページに、個人から資料が寄贈されたとあるが、歴史的に価値のある資料が寄贈される経緯や、寄贈に至るまでの仕組みを教えてほしい。例えば、家を壊す際などに何か見つかった場合、どうしたらよいのか。

また、越ヶ谷小学校から資料の寄贈を受けたことについて、学校には様々な資料が残されているが、いつ頃の資料であれば歴史的な価値があると判断されるのか。昭和30~40年代の資料も、歴史資料に含まれるのか。

○事務局

寄贈を受ける経緯については、資料をお持ちの方からのお申し出を受けて、市教育委員会で現物を確認させていただき、寄贈に至る場合が多い。そのほか、地域の方とお話しする機会をとらえ、貴重な資料があればお声がけくださいとお伝えしているため、資料を所有されている方の情報を紹介いただき、何らかの方法でアプローチして、寄贈に至る場合もある。資料編19ページの桜井村役場の資料と大沢1丁目の資料は、両方とも所有者の方からお申し出をいただき、現物を見せていただいた中から選んで寄贈いただいた。20ページの戦時中の資料も、資料をお持ちの方からお話を伺い、実際にお会いして寄贈を受けた。越ヶ谷小学校の資料については、写真から何から一括でいただく機会があり、小学校に見せてもらいに伺って寄贈を受けた。

次に、どの年代の学校資料が歴史的に価値があるかということについては、年代で区切って判断はしていない。昨年度に寄贈いただいた資料は、明治以降くらいからのものだったが、平成でも令和で

- もどの年代の資料であっても、基本的にはいただく方針である。ただ、すでに同様の資料を複数所有している場合などは、現物を見た上で寄贈を受けない場合もある。
- 委 員 資料編 12 ページの諸家文書調査について、令和 4 年度に古文書所蔵家をリストアップしたと書いてあるが、この出典は昭和 63 年度の諸家文書目録か、それとも昭和 40 年代の古文書目録なのか。
- また、令和 5 年度の所在確認調査で、所在不明や消失を確認したもののが 15 件あったとのことだが、今後、調査結果についてデータを公開する予定はあるのか。
- 事務局 古文書所蔵家の出典については、過去に刊行した目録をベースとし、市史の史料編などに掲載されている情報を全て名寄せしてリストアップした。
- 諸家文書の所在確認結果のデータの公表は、今の段階では予定していない。調査も途中であり、個人のお宅やお寺など様々な所蔵場所があるためである。
- 委 員 諸家文書調査について、所在不明とは、所有しているお宅は把握できたが、古文書の所在が把握できなかったという解釈でよろしいか。また、消失とは、古文書が失われたということか。その失われた古文書は、何らかの写しもしくは筆耕原稿等、過去の調査の中で古文書の内容が把握できる資料はあるのかを教えてほしい。
- 所在不明の事例には、所蔵家自体が無くなっている場合もある。また、お宅はあるが、代が変わって、古文書があったことすら知らないという意味で所在がわからなくなっている場合もある。
- 消失した資料の写しについては、市史編さん時に一部写しを取ったものがある。しかし、その写しとなくなったものとを突合していないため、何割程度残っているかは未調査である。また、写しを取った際の経緯がわからないため、写しを公表してよいかもわからないことから、公にしていない。
- 所在不明と消失の場合、より深刻なのが所在不明なのか。所在不明とは、調査時は見つからなかったが、どこかに存在する可能性がある、と理解していたが、もっと深刻な状態を指すのか。
- 所在不明・消失という表現がよくなかったが、資料の所在が確認できなかった事例としては、①所蔵家がない場合、②家はあるが、今の代の方は古文書があることすら知らない場合、③今の代の方は古文書があることを把握はしており、家のどこかにあるかもしれないが、調査時は確認できなった場合、の 3 パターンが多かった。最も深刻なのは①所蔵家が見つからない場合である。③家のどこかにあるかもしれない場合は、次に整理や掃除をした際に見つかったら教えてくださいとご挨拶して帰ってきた。
- 所在不明の中に 3 つの定義があるということか。では消失は何が違うのか。
- 家はあるが、資料はない場合が消失だと考えている。
- 私も古文書の調査経験があるが、なぜ資料の所在が分からぬ事態に至るかというと、市にきちんとした保管庫、収蔵庫がないからである。例えば、白岡市の場合、資料館ができる前は、責任を持って保管できる場所がないため、資料を個人のお宅で保管してもらっていた。10 年前に資料館が開館した際、諸家文書を所蔵しているお宅を訪問して、約 7 割の方に寄贈・寄託をしていただいた。それ

から 10 年経って、担当者が所蔵家を回った結果、昨年度、1 件を残して、全てのお宅から資料を寄贈・寄託いただけた。個人のお宅で資料を保管するのは、世代変わりや家の改築など、様々なリスクがある。越谷市においても、市民の宝である古文書をきちんと後世に残すために、何らかの方策を考える時期が来ていると思うので、よろしくお願ひしたい。

○委 員

諸家文書の所在調査は大変な仕事であると思う。資料の所在がわからない場合、引越しをした際や、家を壊した際などに、奥の方にしまわれていたこともあるため、資料が本当にはないとは断定はできないと思う。

○委員長

所蔵家に足を運び、所有者の方とコンタクトを取って信頼関係を深くするなど、様々なやり方があると思う。

## (2) 文化財保護事業計画について

○委員長

事務局に説明を求める。

○事務局

資料に基づき説明。

○委員長

委員に質疑・意見等を求める。

○委 員

本文編 19 ページに、承応二年庚申塔の文化財説明板修繕、同 15 ページに、承応二年庚申塔の移設事業の記載があるが、この詳細を説明していただきたい。

○事務局

こちらは、文化財所有者の方のご事情で、昨年度に既存の説明板を撤去しており、庚申塔自体も一時的に場所を動かしている。令和 6 年度、所有者の方のご事情が整ったため、庚申塔を元の場所に戻すことを予定している。それに合わせて、撤去していた説明板も元の場所に再設置するという事業である。

○委員長

デジタルアーカイブについて、本文編 20 ページに、奈良文化財研究所「文化財デジタルアーカイブ課程」や、県図書館協会及び県立熊谷図書館の「デジタルアーカイブ情報交換会」で、講師を務めるとあり、県内先駆けの事業として評価・注目されていることがわかった。

また、文化財に関する展示として、市役所エントランス棟を使用して、2 つの展示の開催が予定されている。新しい庁舎には多くの方が来て、広い空間がゆったりとして設けられている。このような場所で市民の方に展示を見ていただくことは非常に効果的だと思うので、ぜひ今後も、工夫をしながら進めていただきたい。

○委 員

デジタルアーカイブについて、私も少し見させていただいたが、「平方小学校」と検索すると、多くの画像が出てきて、すぐにでも使用したいものもあった。写真の活用について、学校で使用する場合、申請を出して許可をもらう必要があるのか。それとも出典を記載すれば、活用して良いのか。また、小学 3・4 年生が使う社会科の副読本など、学校教育との連携を広げていけると、学校にとってもっと使いやすくなると思う。

○事務局

写真等の活用については、基本的に二次利用の範囲は、資料原本を持っている課所によって設定している。

生涯学習課所有の写真については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスという、著作権の範囲を決めたマークで示しているが、基本的には出典を明示すれば利用可能としている。各資料の目録情報から二次利用条件を確認できる。一方、広報シティプロモーショ

ン課の写真については、利用申請が必要である。デジタルアーカイブの中で、資料の種別は同じ写真であっても、原本所有課の判断により利用条件が違う状況となっている。国の指針等では、二次利用が促進される形で公開するのが望ましいとされているため、出典を明記すれば利用できるのが理想ではあるが、広報シティプロモーション課と足並みが揃っていないという状況は確かにある。デジタルアーカイブに関する府内の部会があるので、デジタルアーカイブの主管課となっている生涯学習課としては、二次利用を促進できるようにしてほしいということを、そのような場で引き続き提案していくと考えている。

次に学校教育との連携について、社会科の電子副読本が市内の学校にすでに配備されており、トップ画面にデジタルアーカイブへのリンクを設定している。しかし、デジタルアーカイブに直接アクセスして授業を組み立てるのは学校の先生方にとっても難しいという実情があるようである。府内のデジタルアーカイブに関する部会では、構成課として指導課が入っているので、相談しながら、今後の利用促進について議論を進めていきたいと思っている。今のところ、学校教育で使いやすいような、資料のパツののようなものがあらかじめ寄せ集めておいて、それを提供するというのが1つ策としてあるのではないかと話している。指導課と連携を取りながら、授業で使いやすいように工夫をしていきたいと考えている。

○委 員

新規の文化財指定候補について、過去の会議において、既に2件ほど、指定候補に関する事例があった。そのうち、越ヶ谷秋まつりについては、何年かおきの開催となっており、今年10月12日・13日に開催されるが、越ヶ谷秋まつりに合わせて文化財調査委員会を開催しなくてよいのか。

○事務局

前回の越ヶ谷秋まつりが令和元年度に開催された際、正式な会議としてではなく、可能な方は行事当日にお集まりいただくという形でご案内していたと記憶している。実際には、台風により1日目の行事が行われなかっただため実現しなかったが。そのため、今回も現地研修会としてお集まりいただくことは計画していなかった。行事当日は担当者は行事の調査にあたっているため、皆さんをご案内することができないことも理由の1つである。しかし、委員の皆様の中で、今後の指定に向けての協議を行うにあたり、行事当日に現地研修を行った方がよいというご意見があれば、委員の皆様に決めていただきたい。

○委員長

今後、今年度の調査を踏まえて報告書が刊行される。それに基づいて指定の協議を行うことになる。委員の意見は、報告書は出るもの、協議にあたっては、実際の行事の様子を委員が共有しておいた方が良いのではないかという心配も兼ねた提言だったと思うが、他の委員の意見はいかがか。今年は5年ぶりに越ヶ谷秋まつりが行われるため、今後指定に向けた協議をするには見ておいた方が良いと思うが、いかがか。

○委 員

前回の越ヶ谷秋まつり開催時は、各自行事の様子を確認する予定だった。しかし、指定と絡むのであれば、委員の仕事として行くということか。

○委員長

行事当日、事務局は調査に入ってしまい、細かい説明や案内は難しい。そのことがあるため、事務局としては現地研修会の実施を躊躇

躇しているのではないかと思う。現地研修会を行うとなると、事務局のどなたかにはやはり出てもらわなければならないが、その対応は具体的にどのような形になるのか。

○事務局

調査を担当する職員が行事当日に委員の皆様をご案内するのは難しいが、それ以外の職員については、委員の皆様にお集まりいただいて、行事の会場を練り歩くというようなご案内であれば対応できると考えている。専門的な説明などは行うことができないことをご了解いただいた上で、現地研修会を行うことは、事務局としてもお願いしたいと考えている。

○委員長

今後刊行される報告書の中で、専門的な見地からの越ヶ谷秋まつりについて、例えば渡御における越谷の特徴、山車の特徴などについてなど、細かく触れられると思う。行事当日は、祭の雰囲気や流れ、例えば山車に越谷の場合は木遣りが入ってくることであるとか、囃子座が設けられるなど非常に古い形の祭礼行事が残っていること、あるいは三輪の山車でその上に人形が載っている様を見ていただくだけでも参考になるのではないかと思う。

確認だが、現地研修会の開催には予算が伴う。今年度は4回の会議を行うとご案内いただいているが、現地研修会となると費用が追加で発生するかと思うが大丈夫か。

○事務局

令和6年度の予算については、5回の会議を想定して予算を計上している。すでに会議4回を予定しているため、越ヶ谷秋まつり2日間のうちどちらか1日のみ現地研修会を行うということであれば、対応できると思う。

○委員長

それでは委員の総意として、今年の越ヶ谷秋まつり当日に現地研修会を設ける方向でよいか。

○委員  
○事務局

一同同意

現地研修会開催に係る予算について補足である。今年度5回の会議を想定して予算を計上していることについて、1回分の余裕を見ている理由は、先ほど教育長から諮問させていただいた新規文化財指定案件の調査が4回で終わらなかった場合の追加の1回とするためである。諮問した指定案件の進捗がうまくいった上で、現地研修会1回の開催が可能であるとご理解いただけだと有り難い。

○委員

今回の会議で新規文化財指定案件について協議するが、過去の会議で議題にしてきた文化財候補の所有者の方にとって、別の指定案件を先に進めてしまうことは問題ないのか。

○事務局

過去に議題にした、所有者の方から指定の要望をいただいている案件について、昨年度委員の皆様に現地を見ていただいた宮本町の迎撃院にある木食観正碑のことだと思うが、所有者には、市内全体の石造物調査が終わった後に、指定を検討させていただきたいとご説明し、ご理解いただいている。

○委員長

今年度、盛りだくさんの事業を計画していただいているため、ぜひ充実した形で成果が上がるようにお願いしたい。

#### 4 協議事項

##### (1) 文化財指定について

○委員長

事務局に説明を求める。

○事務局

資料に基づき説明。

○委員

「越ヶ谷小学校校務日誌」現物の確認

- 委員長 委員に質疑・意見等を求める。
- 委員 本日の会議において協議の対象となる文化財指定候補は、越ヶ谷小学校校務日誌のみということか。
- 事務局 そうである。
- 委員 越ヶ谷小学校校務日誌についても、本日諮問されたほか4件の指定文化財候補についても、近代資料、古文書、鉱物と、考古学専門の自分にとっては専門外の分野である。専門的な立場からの意見を求められても、判断が難しい。専門外である委員でも協議に参加してよいものか。
- 委員長 委員の皆さんそれぞれに専門分野があるとは思うが、越谷市の文化財調査委員ということで、市にとって後世に残すという事柄を見ていたらしく、幅広く専門外の方からの所見等も参考になるものである。青い目の人形など、我々では評価の仕方がない案件については、指定における調書は、その分野の専門家に作っていただくことになる。今回協議の対象となっているのは、文書資料、身近な学校の校務日誌であるため、我々で見て協議をしようというものである。前回の会議で、事務局が挙げた数多くの指定文化財候補の中から、現在の委員7名で指定物件として相応しいと合意した案件が今回諮問された5件であり、それを踏まえた今回の協議である。そのような観点から、ご議論をしていただければ十分かと思う。
- 委員 校務日誌からはずれるが、指定候補4「旧東方村中村家系譜」の名称についての意見である。東方村には2つの中村家がある。東・西と区別することもあるが、江戸時代には下組・上組などと区別されており、指定候補となっているのは下組である。どちらの中村家の系譜なのかがはっきり分かるような名称にした方が良いのではないか。
- 委員長 本日諮問された指定候補5件について、文化財調査委員の皆さんで協議して答申案を作るにあたり、5件それぞれについて、細かく見ていく必要がある。そのため、今回は、指定候補2「越ヶ谷小学校校務日誌」に絞って議論をしていただき、次回以降、10月・11月・1月に予定されている会議の中で、他のそれぞれの候補についても、現物を見たり事務局から詳しく説明を受けたりする機会があるため、指定候補4についてのご意見は、その際にお伺いする。
- 委員 校務日誌について、越ヶ谷小学校以外の市内小学校には現存していないとのことだが、学校では、校務日誌は何年か経過すると保管義務はなくなるものである。学校沿革誌については、越谷市立小中学校管理規則において永久保存と決まっているため、どの学校にも現存していると思うが、沿革誌では書けない1日1日の事柄について書かれている校務日誌は、非常に貴重な資料だと思う。同時代の他の小学校の校務日誌は、やはりすでに廃棄されてしまったということか。
- 事務局 市内の学校を訪問し、古い資料を見せてほしいとお願いした上で、確認できたのが越ヶ谷小学校であった。
- 委員 少し言い方がよくないかもしれないが、たまたま越ヶ谷小学校のものだけが残っていたということか。そして今となってはそれが貴重な資料であるということか。
- 事務局 そうである。
- 委員長 教員経験者の委員に意見を求める。

- 委 員 校務日誌については、保管期限が過ぎたら処分されるものであるため、偶然ここまで残っていたのは素晴らしいことだと思う。先生方の出入りや、あるいは訓導が来たとか、そういった記載があり、その中に散りばめられた歴史があると感じる。ただ、大きな歴史の流れを伝えるものとしては当時の新聞もある。1つ聞きたいが、他市町村でも校務日誌を文化財指定している事例はあるのか。校務日誌を指定することに違和感がある。
- 事務局 具体的な自治体名を控えてこなかったが、校務日誌を文化財指定している事例はある。
- 委員長 昨今、このような学校関係の資料について見直しが図られている。例えば、吉川市は校歌を市の文化財に指定した。埼玉県立文書館においても、学校教育や学制に係る企画展を行っている。越ヶ谷小学校校務日誌は、学校関係の資料を通して社会の動きや当時の制度などがわかる資料であり、時機を得た事務局の目の付け方だと思う。
- 委 員 当時の学校生活を如実に表しているということで非常に貴重なものだと受け取った。種別種類について、種別は有形文化財で良いと思う。種類については、歴史資料と古文書、どちらとして取り扱うのがよいか。現在の越谷市指定文化財は、歴史資料が非常に多く、古文書が少ない傾向がある。
- 委員長 非常に大事な種別種類についてのご指摘があった。諮問段階では歴史資料という位置づけであるが、他の委員の意見を伺いたい。
- 委 員 種類が歴史資料でよいのかを検討しなければならないと思う。越谷市の場合、文化財の種類を、「何はどこに」ということを検討する必要がある。歴史資料の方が広いため何でも入れることができる。古文書の方が「古」が付いているため狭い。古い墨で書かれたものが古文書であるという解釈も成り立つが、文書自体、書類を古文書扱いにするのか。そのようなところが検討課題であると思う。
- もう1点、名称であるが、概要（資料編 22 ページ）の中では、「旧越ヶ谷国民学校時代」という書き方をしているが、名称は「越ヶ谷小学校校務日誌」となっている。資料現物は、国民学校となっているものと越ヶ谷小学校となっているものがある。名称の表記の仕方について検討しておく必要があると思う。
- 委員長 私も学校名については、少し違和感を持った。越ヶ谷小学校でよいのかという気はしていた。資料の内容や歴史的な価値等については委員の皆さんにご理解いただけたと思う。名称のあり方、種別種類等については、今後の他の指定候補にも関わることなので、検討する必要がある。委員の意見を伺いたい。
- 委 員 追加意見なし
- 委員長 この場で案を出すことは難しいと思うので、種類と名称について、事務局の方で、これまでの市指定や県内の事例などから検討していただきたい上で、第2回目の会議の検討課題とするということでおろしいか。現段階で、次回会議の協議対象となる指定候補の予定はあるか。
- 事務局 次回会議は 10 月 7 日の予定であるが、その際には、残りの指定候補 4 つを一度に協議いただければと考えている。指定候補 3 「瓦曾根溜井防水記念碑」は現地に見に行ければと思う。その他 3 つについては、所有者の方からお借りして会議の場にお持ちし、ご覧いただく予定である。

○委員長 5つの指定候補についてそれぞれ検討し、最終的に今年度全4回の文化財調査委員会の中で結論を出すという形で進められればと思う。進め方などについて他に質問等はあるか。

○委 員 校務日誌の調書の書き方について、資料編 22 ページ「8 規格」では、大きさ、縦横を cm で記載しているが、小数点以下の書き方を揃えてほしい。また、「綴」と書かれているが、形態論で「綴」というと2通りの考え方があり、色々な書類が綴られているものか、仮止めのものである。そうでないものは、古文書の形態で古い時代のものは、「縦」や「横」や「状」、また「札」を使うケースなどがあるため、「綴」という表記に違和感がある。形態の書き方については検討が必要である。さらに、縦横があるので、厚さはどう表記するのか。1枚の紙ではなく、複数の紙を綴じた文書なので、厚さとするのか、丁数を数えて、何丁で綴ってあるという表記とするのか。大きさの表記について、そのあたりのことを考えてほしい。

それから内容について、裏紙使用があるため、裏紙の調査をする必要がある。現物ではわかりにくい部分があるかと思うので、デジタル化してデジタル上で順番を整理することも1つの方法である。また、個人情報など公開にふさわしくない情報の有無についても、指定前に調査をしておく必要があると思う。文化財指定することについては特に問題ないと思うので、指定に至る調書の精度をもう少し上げていただきたい。

○委員長 委員からのご指摘について、調書の中でふさわしい表現となるように、事務局で検討していただき、これも次回までの検討課題ということでお願いしたい。

○委 員 検討課題である名称について、補足情報である。佐賀市で校務日誌が文化財に指定されている。赤松小学校の校務日誌で、明治の創立からの校務日誌が存在しているものである。当然国民学校や尋常小学校など学校名の変化があるが、指定名称は「赤松小学校の校務日誌一括」となっている。よって、越ヶ谷小学校校務日誌も、「越ヶ谷小学校の校務日誌一括」のような名称としてもよいのではないか。参考としてほしい。

## 5 その他

○委 員 本文編 14 ページの資料の寄贈受領について、補足情報である。8番の個人寄贈の荻島村全図について、寄贈に至った背景は、私が、ある方から荻島飛行場について聞き取り調査をする中で、その方のお宅に伺った際に、偶然資料の存在を知り、模造紙大の大きさの全図の寄贈に至ったものである。

## 6 閉会